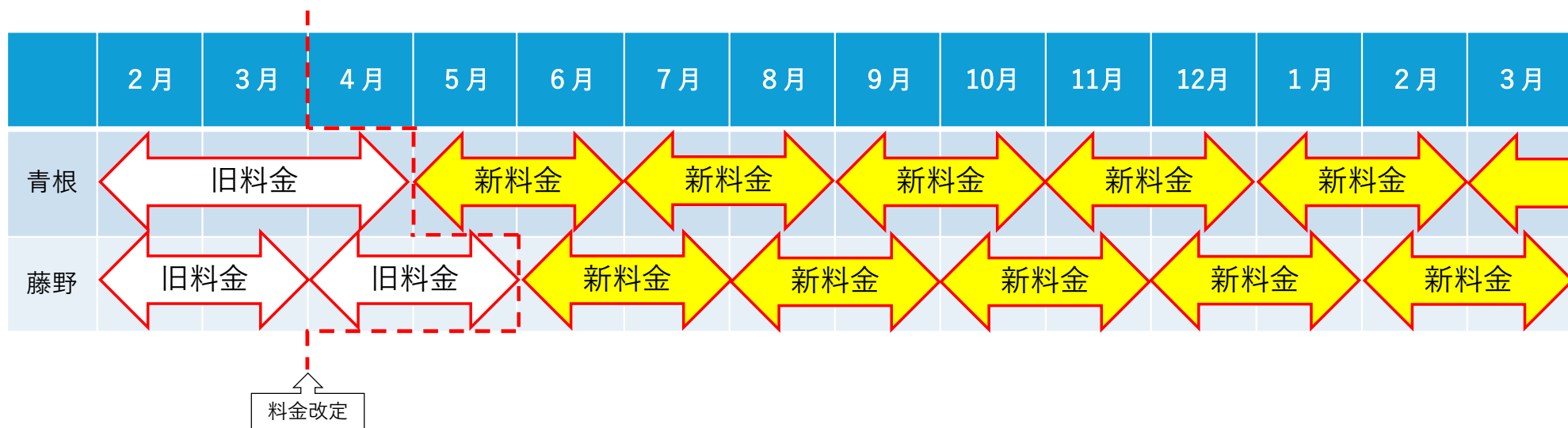


## 令和7年度のご請求について



### ●新料金への切替時期について

新料金への切替時期は、お住まいの地区によって異なります。表をご参照ください。  
なお、検針期間に旧料金期間が含まれている場合、旧料金を適用します。

### ●青根地区のご請求について

請求月の移行に伴い、令和7年4月分のみ、2・3月分とあわせて、令和7年4月にご請求いたします。  
新料金の初回のご請求は7月となります。以降、青根地区の請求月は奇数月となります。

### ●藤野地区のご請求について

請求月の変更はありません。新料金の初回のご請求は8月となります。